

岩瀬スポーツ公園 民間活力導入事業 質問に対する回答

(1) 公募設置等指針について

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針 P.5第1章3.(4)⑦ P.22第3章9.(2)	事業終了後の公募対象公園施設の解体・撤去に伴う原状回復は「更地にして」とありますが、対象となる場所は、芝生、樹木、公園設置物などがその範囲に含まれています。この現状回復は「更地」という考え方でよろしいのでしょうか。	原状回復が原則と考えていますが、事業終了後の当該土地の利用見込み等を鑑み、協議により、公園施設の復旧を求めない場合もあります。
2	公募設置等指針 P.5第1章3.(4)⑥	県への譲渡後に係る修繕、及び施設賠償保険についての考え方についてご教示ください。	特定公園施設の修繕等に係るリスク分担については、公募設置等指針P.24～25に記載のとおりです。なお、認定計画提出者が付保する保険については、基本協定書(案)P.27に記載のとおりであり、付保内容は提案に基づき追記することが可能です。
3	公募設置等指針 P.4第1章3.(3)	確認ですが、飲食店及びアーバンスポーツ施設は、その両方の提案が必須であるという考え方でよろしいでしょうか。	両方の提案が必須です。
4	公募設置等指針 P.5第1章3.(4)②	年間を通じて利用可能なアーバンスポーツ施設とは、季節的な地域特性を踏まえた民間事業者の工夫・提案を求めるといった考え方よろしいでしょうか。(例えば全天候施設など)	積雪の影響等により、長期間の利用不可期間が発生しない施設又は運用の提案を求めます。
5	公募設置等指針 P.8第2章1.(2)⑭	アーバンスポーツという言葉は広義であり、例えばブレイクダンスなども含まれると思います。⑭では「スケートパーク」という言葉が出ていますが、アーバンスポーツ＝スケートパークの想定でよろしいでしょうか。	基本的にはスケートボード施設を想定していますが、それ以外のアーバンスポーツ(BMX、ブレイクダンス等)の利用も可能な施設としての提案も可能です。
6	公募設置等指針 P.8第2章1.(3)⑩	確認ですが、公募対象公園施設はその収益を特定公園施設の整備に還元することから、アーバンスポーツ施設は「有料施設」という認識でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設は有料の施設を想定していますが、無料でも運営可能な場合はその限りではありません。
7	公募設置等指針 P.18第3章3.(6)	公募対象公園施設の整備計画において、建築一般図、⑮イメージパースはアーバンスポーツ施設のものも含むという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	公募設置等指針 P.18第3章3.(6)	公募設置等計画関係提出書類(6)の投資計画及び収支計画について、当然に原状回復工事費を含むということの認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。